

大震災に負けない、まちとくらしを元気に再建する震災復興の進め方

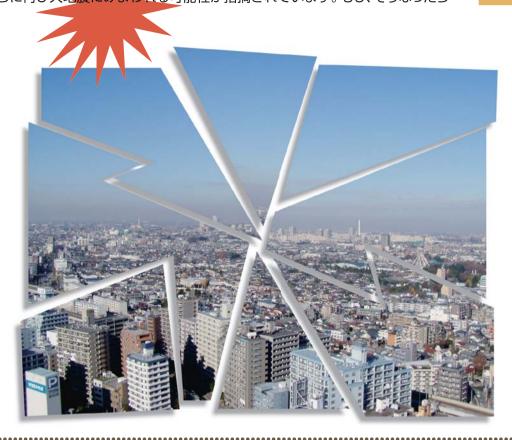
『練馬区震災復興マニュアル』のあらまし



平成20(2008)年 練馬区

もし、東京に大地震が起きたら!

東京では、近いうちに再び大地震にみまわれる可能性が指摘されています。もし、そうなったら・・・



練馬区震災復興マニュアルを策定しました

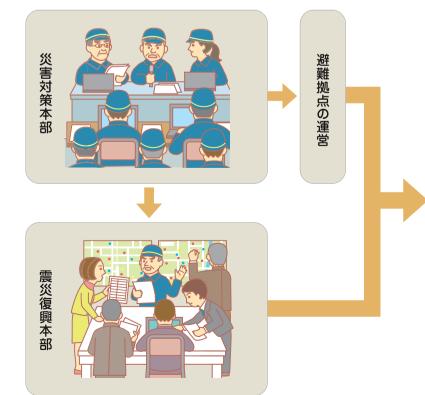
不幸にも地震によって大きな被害が生じた場合、住んでいた人々の生活を取り戻し、それぞれの住宅を再建し、従来よりも安全で住みよいまちにしていくことが必要になります。いち早く、そして混乱なく災害からの復興を進めるには、今のうちから事前の準備をしておくことが大事です。

練馬区では、平成20年3月に『震災復興マニュアル』を策定し、震災復興にあたって 区が取り組む対策とその手順を示すことにしました。

- ・一刻も早くもとの暮らしを取り戻したい
- ・私の家が壊れたら、どう建て直す?
- ・焼けてしまった私たちのまちはどうなる?

練馬区の震災復興体制

地震直後、区では「災害対策本部」を設置し、応急対策を開始します。 大きな被害が生じて復興が必要になったときには、おおむね1週間 以内に「震災復興本部」を設置し、復興対策に取り組みます(下図)。



被害の発生と拡大



住宅内の被害



地震に弱い家屋の倒壊



同時多発の火災が発生

応急対策の展開



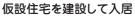
まず、自分や家族の 身を守ります



近隣で協力して助け合い、 消火します

自宅や避難拠点等で 応急の生活







復興対策の展開



都市の復興



くらしの復興

住まいの復興



まちの復興 (地域協働復興)



「地域協働復興」の考え方のもとに進める復興について、あらましをご紹介します。

都市の復興

練馬区は地震直後に被害の概況を把握します。大きな被害があり震災復興に取り組まねばならないと判断したときは「震災復興本部」を設置します。震災復興本部は、詳細な被害調査を行い、復興方針等をまとめます。

その後、区民の皆さまの意見を反映して復興計画を策定し、復興事業や各種の施策を実施していきます。

被害を調べる



震災復興本部を設置する 復興基本方針を公表する まちの復興計画をつくる

地区ごとの計画づくり 地域の方々と協力

復興の事業を進める

住まいの復興

練馬区は、地震直後に、建物への立ち入りが安全かどうかの判定(応急危険度判定調査)を行い、合わせて応急仮設住宅の確保もします。その後、詳細な被害調査を行い「住宅復興計画」を策定し、住まいの再建を支援していきます。

調査

- ・住まいの被害調査
- ·応急危険度判定調査

仮設住宅確保と入居の支援

- ・建設用地の確保
- 仮設住宅を建設
- ・入居募集や手続き
 - ・その他一時的な賃貸住宅の確保 ・自力再建居住への支援

住宅再建の支援

- ・半壊住宅の応急修理
- ・がれき撤去の支援・調整
- ・集合住宅の建て替え支援(専門家派遣等)
- ・民間住宅の建て替え支援(相談、融資等)
- ・公営住宅の確保等

事前の備え

地震に強い家づくりを進めておきましょう!

住まいが大きな被害を受けてしまうと、お住まいの方は、大きな困難に直面します。

まずは事前から「被害が出ない住まいづくり」 に取り組んでおくことが必要です。

住宅が被害を受けると

- 1. 自分や家族の生命や身体が危険になる
 - 2. 不自由な環境で 仮住まいが必要になる
- 3. 再建には大変な 経済的負担が生じる

住宅の事前の備え

- ・住まいの耐震点検と強化
- ・家具等の転倒や落下防止
- ・火災への備え
- ・地震保険への加入、等



地域協働復興 〜地域の皆さんと練馬区が協働して進める復興まちづくりを紹介します〜

もし、私たちのまちが、地震で大被害をうけたとき、どうしたらよいのでしょうか。

練馬区では、地域の方々と行政が連携・協力してまちを復興していく「地域協働復興」という考え方に基づいて

「震災復興マニュアル」を定めました。(なお、地域で復興に取り組む組織ができない場合は、区が中心になって復興に

あたることになります、以下の時間はおおよその目安です。)

地域の皆さんと協働するまちづくりのために

区は、復興まちづくり事務所の設置、専門家の派遣、復興ニュースの発行等、協議会の活動を支援します。

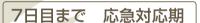
地震後3日間はいのちを守る

地震の直後から避難拠点を開設し、 情報の収集や避難生活の確保を進めます。



1~2時間 個人対応期

3日目まで 緊急初動期



救援物資輸送車



8日目以降 避難生活期

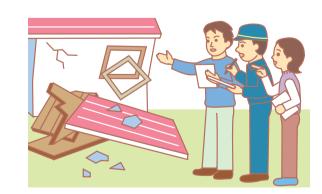


被害概況を調べて復興を準備(発災後おおむね1,2週間)

おおよその被害を把握し、

復興が必要な場合、その準備を始めます。

この後に、リ災証明書を発行するための調査を別に行います。



地域復興組織を立ち上げる(おおむね2週間~1ヶ月)

被災者や地域の方々を中心に、まず 復興準備会」、次に 復興まちづくり協議会」を結成し、区と話し合いを始めます。



1

時限的市街地を確保する(おおむね1ヶ月以降)

地区内で用地をさがし、仮設住宅や臨時の店舗を設置し、入居者のケア等を地域と区が協働して行います。



まちの復興計画をつくる(おおむね6ヶ月)

被災者や地域の意見を復興まちづくり協議会が集約し、区と話し合いながら地区の復興計画をまとめます。





復興まちづくりを実現する(おおむね6ヶ月以降)

まちの復興計画をもとに、市街地の整備や建築の建設誘導を進めるとともに、元気がでる地域づくりを進めます。

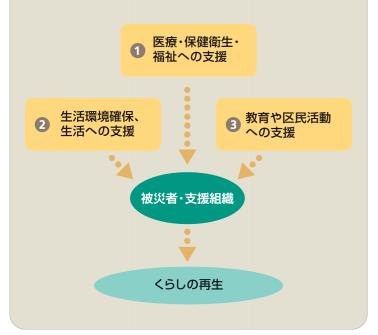




くらしの復興

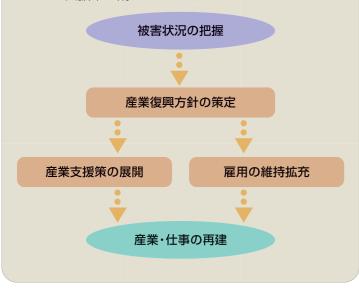
電気・水道等が復旧するにつれて、自宅にもどる方、仮住 まいを始める方等様々な暮らしが始まります。住まいの 再建とともに必要なことは、できるだけ早く日常の暮ら しを取り戻すことです。

区では、地域やボランティアの方々とともに、くらしの 復興に取り組みます。



産業の復興

区民の皆さんの生活を再生しまちの元気を取り戻すた めには、商店街や事業所、農業等の産業活動を活性化し ていくことが重要になります。区では被害や営業状況を もとに、支援策を講じていきます。





- 応急仮設住宅は誰でも入れるのですか?
 - ▲ 応急仮設住宅への入居者は、災害により住む家がなく なり、自らの資力では住宅を確保できない人が対象に なります。また、建設地の関係で今のお住まいから遠 い場所に建設されることもあります。

応急危険度判定調査とは何ですか?

▲ 強い地震をうけた家屋は余震でそれ以上に壊れる危険 性が生じます。被災家屋に立ち入ることが安全かどう かを判定するのが「応急危険度判定調査」です。短期 間に多くの建物を調査し、立ち入り危険、要注意、安全 等の判定をします。

り災証明書とは何ですか?生活支援とは?

▲ 区 (火災による被害は消防署) が発行するもので、支援 金や見舞金の受け取り、税の減免など被災後に行われ る生活再建の手続きを受けるために必要になります。 全壊・半壊・一部損壊等の被災の度合いを調べる家屋 被害状況調査(公的被害認定調査)をもとに発行され ます。この調査は、応急危険度判定調査とは別に行わ れます。

) 住宅再建は、すぐにできるのですか?

★ 被害が大きくて災害に強いまちにしていく必要がある場 合は、2か月(建築基準法による)から最長2年(被災市街 地復興特別措置法による)の建築制限が実施されること があります。例えば、容易に除却できない鉄筋コンクリ 一ト造の建物等は規制されます。区では、この期間に地 域の方々と復興まちづくりについて話し合いを進めます。

◯ 地域でまちづくりをするには?

★ まず、町会・自治会、まちづくり協議会、避難拠点などで 地域の皆さんが話し合い、まちの復興が必要な場合に は「復興準備会」をつくります。被害の大きな地区には、 区が呼びかけることもあります。

「復興準備会」の方々が発起人になって、区域を定 めて「復興まちづくり協議会」を立ち上げます。区は専 門家の派遣などまちづくり活動を支援します。

震災復興訓練をしてみよう~マニュアル策定の経過

練馬区の震災復興の進め方を検討するために、貫井地区及び桜台地区で地域の方々にご協力いただき、地域協働型の「震災復興模擬訓練」を行いました。また、区役所の総合防

災訓練では職員による復興図上訓練も実施 しました。それらの成果を生かして「震災復 興マニュアル」を策定しました。

地域協働型の震災復興模擬訓練とは?

震災後は、地域の皆さん、区の職員、専門家 等が力を合わせて、問題を解決していかねば なりません。その力を養うには、多くの人々 が顔をあわせて話し合うワークショップ方式 の訓練が適しています。両地区で実施した震 災復興模擬訓練のプログラムを紹介します。



地震や火災の危険を学ぶ



まち点検で被害をイメージ



避難拠点から復興に取り組む



仮設のまちを考える



復興計画を検討する

このような地域協働型の震災復興模擬訓練は、いざという時に役立つだけでなく、地域のつながりを深め、まちを見直し、災害に強いまちづくりを進めていくことにも大きく役立ちます。

発行

練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課

電話 03-3993-1111(代)

E-mail: toshikeikaku@city.nerima.tokyo.jp

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号練馬区役所本庁舎16F

(制作協力 首都大学東京中林研究室)